市川市放課後保育クラブにおける障害児の入所等に関する要綱 (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害児の放課後保育クラブの入所等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「障害児」とは、次の各号のいずれかに該当する 者をいう。
 - (1) 療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けていること。
 - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号) に基づく特別児童扶養手当の支給を受けていること。
 - (3) 医師又は児童相談所その他の機関から前 2 号に掲げる者と同等の障害があると判定されていること。

(障害児に対する入所の承認の目安)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により障害児に対して放課後保育クラブの承認を行うときは、各放課後保育クラブの定員のおおむね1割を目安として行うものとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(著しい障害)

- 第4条 条例第4条第2項第1号に規定する著しい障害(以下「著しい障害」 という。)は、次に掲げる障害とする。
 - (1) 重度の多動性の障害
 - (2) 自傷他害のおそれがある障害
 - (3) 常時複雑かつ専門的な介助を要する障害

- (4) その他他の入所者と集団で保育を受けることが困難な障害 (著しい障害があるか否かの判断等)
- 第 5 条 委員会は、障害児に著しい障害があるか否かを判断するため必要が あると認めるときは、期間を指定して、あらかじめ、当該障害児に保育の 体験をさせることができる。
- 2 委員会の職員又は放課後保育クラブの指導員は、前項の規定により障害児が保育の体験をしたときは、当該障害児の放課後保育クラブでの状況を体験入所記録票(別記様式)に記入するものとする。
- 3 障害児に著しい障害があるか否かの判断は、放課後保育クラブ障害児入所 審査会の意見、体験入所記録票及び当該障害児の障害の程度を総合的に勘 案して行うものとする。

(放課後保育クラブ障害児入所審査会の設置)

- 第 6 条 放課後保育クラブにおける障害児の保育を円滑に実施するため、放 課後保育クラブ障害児入所審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 保育を受ける際に必要となる介助等に関すること。
 - (2) 入所又は退所の適否に関すること。
 - (3) その他会長が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第7条 審査会は、生涯学習部次長、青少年育成課長、青少年育成課職員、 指導課職員、教育センター職員、発達支援課職員その他障害に関し知識経 験を有する市長部局又は委員会の職員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長は生涯学習部次長を、 副会長は青少年育成課長をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求めることができる。 (審査会の事務)
- 第10条 審査会の事務は、生涯学習部において処理する。

(関係機関との連携)

第 11 条 委員会は、障害児の保育を円滑に実施するため、関係機関との連携 に努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。